○国土交通省告示第百二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月十六日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十六日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
山陽自動車道吹田山口線	東広島市高屋町溝口一〇九一番三から同市高屋町溝口一二四八番二まで	前	最大 三〇〇 最小 三六	八七〇
		後	最大 三〇〇 最小 三六	

道路の区域

基準点から二一〇度二三分四二秒一一一四・七三七メートルの地点　一号
標柱一号から一八五度三〇分八秒六二・五七四メートルの地点　二号
標柱二号から二四九度四三分四六秒一五四・六四七メートルの地点　三号
標柱三号から三四〇度一四分二二秒八三・八六九メートルの地点　四号
標柱四号から五五度五四分四〇秒一一〇・三四五メートルの地点　五号
標柱五号から九四度四五分二秒六八・五六一メートルの地点　六号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
和田川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
防府市大字上右田字三谷一四三番地一六内四等三角点八幡岳を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一七三度三九分五八秒一〇九五・八三五メートルの地点　一号
標柱一号から三三四度四六分三〇秒五七・五二八メートルの地点　二号
標柱二号から二九四度一三分二七秒一六三・七七四メートルの地点　三号
標柱三号から三三六度三一分二三秒九八・一六二メートルの地点　四号
標柱四号から三三度三一分五二秒七二・一三〇メートルの地点　五号
標柱五号から一一六度三九分三一秒一〇五・九四八メートルの地点　六号
標柱六号から一七二度三四分五六秒一〇七・四五五メートルの地点　七号
標柱七号から一二六度三五分三秒四六・一一四メートルの地点　八号
標柱八号から一一七度四六分三秒二七・四九七メートルの地点　九号
標柱九号から一五四度四六分三〇秒五四・七二五メートルの地点　十号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中山東谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
防府市大字中山字下切五七一番内四等三角点下切を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

○国土交通省告示第百三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年二月十六日

国土交通大臣　前原　誠司

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
矢筈ヶ岳東谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
防府市大字眞尾字狸岩三〇二番地内四等三角点狸岩を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二一〇度二三分四二秒一一一四・七三七メートルの地点　一号
標柱一号から一八五度三〇分八秒六二・五七四メートルの地点　二号
標柱二号から二四九度四三分四六秒一五四・六四七メートルの地点　三号
標柱三号から三四〇度一四分二二秒八三・八六九メートルの地点　四号
標柱四号から五五度五四分四〇秒一一〇・三四五メートルの地点　五号
標柱五号から九四度四五分二秒六八・五六一メートルの地点　六号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
和田川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
防府市大字上右田字三谷一四三番地一六内四等三角点八幡岳を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二三度一五分一三秒四六八・〇〇五メートルの地点　一号
標柱一号から二八〇度二一分三四秒一七七・一四〇メートルの地点　二号
標柱二号から一〇度二〇分三三秒一一三・七八五メートルの地点　三号
標柱三号から九七度三五分四九秒六三・〇七八メートルの地点　四号
標柱四号から一三三度一分三二秒一〇八・〇六三メートルの地点　五号
標柱五号から一五四度四五分四二秒五五・一一〇メートルの地点　六号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大井谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県防府市大字奈美字大井谷二三六番一　一号及び二号
二三二番三　三号
二二八番一　四号
二二六番第一　五号
二二五番一　六号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中山北川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県防府市大字上右田
字宮ノ上　一〇五七番二　一号
字宮ノ下　一〇七三番　二号
字城山　一六九番一五　三号及び四号
一六九番二二　五号
一六九番一七　六号
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
勝坂2
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県防府市大字下右田字岳ノ後
六番一四　一号から六号まで
七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
勝坂小川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県防府市大字下右田字岳ノ後
五番三　一号から八号まで
八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
新長尾川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県防府市大字牟礼
字鯰川　二四一番一一五　一号
二四一番三六　二号
二四一番七四　四号
二四一番七七　五号
二四一番一一二　六号
字登尾　二四一番一　三号
九(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大羽山川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県長門市俵山
字平介　二三〇五番　一号
字違原　一一七一番　二号から四号まで
一一七八番　五号及び六号
一一六八番　八号
一一七二番　九号
一一九〇番　十号
字野田　一一五五番　七号
十(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
北生島大川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県長門市三隅中
字神主　三二〇九番一　一号
三二〇七番　二号
三二〇三番　三号
一六四四番　四号
九七四番　五号